

# 委 託 業 務 仕 様 書

(四日市市上下水道局 経営企画課)

(優先順位)

第1 本委託の業務にあたっての優先順位は下記のとおりとする。

- 1 質問回答書
- 2 契約図書
- 3 三重県業務委託共通仕様書

(共通事項)

第2 1 本委託の業務に当たっては、「三重県業務委託共通仕様書」(三重県ホームページ及び四日市市上下水道局下水建設課にて縦覧)を準用する。

また、試掘調査業務に当たっては「三重県公共工事共通仕様書」(三重県ホームページ及び四日市市上下水道局下水建設課にて縦覧)を準用する。

- 2 他の業務が関連する場合は、監督職員の指示のもと、他業務受託者と調整を行い、円滑に業務が遂行できるよう協力すること。
- 3 この契約による業務を行うに当たり個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を含む。)を取り扱う場合においては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。また、『個人情報取扱注意事項』に記載のない事項については、三重県業務委託共通仕様書に別記で記載された『個人情報の取扱いに関する特記事項』によるものとする。
- 4 三重県業務委託共通仕様書に基づき、契約金額100万円以上の業務については、業務実績情報システム(テクリス)へ登録し、「登録内容確認書」を提出すること。

(土地への立入り等)

第3 現地調査に際し民地へ立ち入る場合は住民の許可をとり、四日市市上下水道局が発行する調査員証を携帯すること。

(暴力団等不当介入に関する事項)

第4 1 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(特記仕様書)

第5 前項の他、別記の特記仕様書を附す。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管及び管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提出された個人情報記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、以下の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（1）紙媒体 シュレッダーによる裁断

（2）電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、甲又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

（研修・教育の実施）

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（罰則等の周知）

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

（苦情の処理）

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（事故発生時における報告）

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

# 四日市市下水道総合地震対策計画図書作成業務委託特記仕様書

## 1. 業務内容

四日市市では、平成 24 年度に「四日市市下水道総合地震対策事業計画」（平成 29 年度までの 5 箇年計画）を策定している。その中では、東日本大震災の被害を踏まえ、緊急避難道路下の幹線管渠耐震化や処理場・ポンプ場の耐震化などの防災対策、処理場・ポンプ場の防水化やゲート遠隔操作化、可搬式ポンプの設置などの減災対策を計画として位置付けている。

本業務は、既計画の策定後に発表された防災に関する計画（四日市市地域防災計画、四日市市下水道 BCP 等）や指針（下水道施設の耐震対策指針と解説（2014 年版））を反映して、計画の策定を行う。

## 2. 業務概要

委託名	四日市市下水道総合地震対策計画図書作成業務委託		
委託場所	四日市市内一円		
工期	契約の日から平成 30 年 3 月 20 日限り		
業務対象	【処理場】	日永浄化センター	
	【ポンプ場】	合流中継ポンプ場	4 箇所
		汚水中継ポンプ場	11 箇所
		雨水ポンプ場	20 箇所
		雨水地下ポンプ場	21 箇所
	【管路施設】	約 1,214km（合流・汚水、雨水）	

## 3. 総 則

### 3. 1 業務の目的

本業務は、平成 24 年度に策定した「四日市市下水道総合地震対策事業計画」の策定後に発表された防災に関する計画（四日市市地域防災計画、四日市市下水道 BCP 等）や指針（下水道施設の耐震対策指針と解説（2014 年版））を反映して、計画の策定を行う。

### 3. 2 仕様書の適用

本業務は、本仕様書に基づき設計するものとする。ただし、特別な仕様については、監督員の指示に従い設計しなければならない。

### 3. 3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書の明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

### 3. 4 法令の遵守

受託者は業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

### 3. 5 中立性の保守

受託者は、常にコンサルタントとして中立性を保持するよう努めなければならない。

### 3. 6 提出図書

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、発注者の契約約款の定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- ・ 委託業務着手届
- ・ 業務工程表
- ・ 管理技術者・照査技術者選任（変更）通知書
- ・ 業務計画書
- ・ 業務経歴書及び TECRIS の写し
- ・ 納品書（成果品）
- ・ 委託業務完了届
- ・ 請求書

なお、承諾された事項を変更しようとするときは、その都度承諾を受けなければならない。

### 3. 7 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了時に発注者の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指定された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了時において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに該当業務の訂正を行わなければならない。

### 3. 8 引渡し

成果品の審査に合格後、発注者の検査員の検査をもって業務を終了する。

### 3. 9 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない場合は、発注者、受託者協議のうえ、これを定めるものとする。

### 3. 10 証明書の交付

必要な証明書及び交付は、受託者の申請による。

## 4. 一般事項

### 4. 1 一般事項

- (1) 業務の実施にあたっては、受託者は監督員と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せに際、相互に確認しなければならない。
- (2) 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、発注者と受託者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

### 4. 2 設計上の疑義

設計上疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ、これらの解決にあたらなければならない。

### 4. 3 資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にするものとし、整理して提出しなければならない。

### 4. 4 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な更新に係る既存データ、その他関連資料を所定の手続きによって貸与する。ただし、既存参考資料の無いものについては現場調査を行い新規に作成すること。

また、計画策定には、以下の調査・計画に留意すること。

- ・四日市市下水道地震対策緊急整備計画策定業務委託
- ・四日市市下水道総合地震対策計画策定業務委託報告書
- ・下水道施設耐震診断業務委託報告書
- ・重要管路耐震診断業務委託報告書

### 4. 5 参考文献等の明記

業務に文献、その他資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

## 5. 照査

### 5. 1 照査の目的

受託者は業務を遂行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めると共に、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

### 5. 2 照査事項

- (1) 基本条件の設定内容について
- (2) 検討結果の妥当性について
- (3) 実施設計成果の妥当性について
- (4) その他監督員が指示した事項について

### 5. 3 照査体制

受託者は幅広い知識と適切な照査を実施するため、総合技術監理技術士（下水道）、または技術士（下水道）の資格を有し、かつ同種業務の経験を有する照査技術者を配置しなければならない。（照査技術者としての実績は除く）なお、管理技術者と照査技術者の兼任は出来ないものとする。

## 6. 業務内容

### 6. 1 業務内容

本業務の内容は以下のとおりである。

#### 1) 基礎調査

基礎調査では、本業務を遂行するための上位計画（下水道計画・防災計画等）資料や被害想定等で必要な資料を収集・整理し、地域性及び計画区域内の特異性等を把握するための基礎資料を整える。

##### (1) 下水道計画資料の収集及び整理

四日市市下水道台帳システムの施設平面図データを計画検討の基準として、下水道整備済み区域での既設管路施設に関する計画諸元、設計基準及び管路施設の情報・特性等の資料を収集し整理する。耐震上重要な管路については、下水道台帳や竣工図等から、本管ルート、本管施設諸元、マンホール諸元、建設年度及び耐震設計、管更生の有無等を整理する。

##### (2) 防災等における計画資料の収集及び整理

三重県、及び四日市市の防災計画資料から、防災拠点や避難所、緊急輸送路等について資料を収集し地域防災計画等を整合させるため以下の資料について収集・整理する。

a) 管路施設に関する資料（検討対象路線の竣工図書、平面縦断図、下水道台帳等）

b) 地域防災計画に関する資料（防災拠点、避難場所、緊急輸送道路等）

##### (3) 管路施設点検・維持管理履歴・既往耐震診断情報等の関連資料の収集及び整理

既設管路施設に関する維持管理履歴やその結果（管更生含む）、並びに四日市市下水道総合地震対策計画で実施している耐震対策工事、及び既往の耐震診断結果、その他本業務で必要な資料を収集し整理する。

#### 2) 下水道施設の地震対策に関する基本方針の設定

下水道地震対策の基本方針について、市の総合計画、他の対策との優先順位、住民意見を踏まえた、地震対策に取り組む必要性が高い地域、防災拠点・避難所等の重要度等を設定する。地域防災計画等を参考に、被害想定や耐震診断において対象とする地震動を設定する。

#### 3) 対象施設の条件整理及び選定

「四日市市下水道管渠施設耐震設計の手引き（案）」に基づき、「重要な幹線等」「その他の管路」の仕分けを行う。

#### 4) 管路施設の地震時被害予測の検討

地震によって想定される被害の形態及び範囲等を予測するとともに、その結果に基づいた下水道管路被害予測図を作成する。なお、下水道管路被害予測図は、大規模地震による被害予測の結果に加えて、既往耐震診断結果や防災関連情報、耐震化の状況や被災時の影響を分かり易く図化する。

また、過去の地震における下水道管路施設の被害状況や被害箇所の地盤条件や埋設条件並びに地震動の大きさ等の諸データからも被害予測を行う。

上記被害予測の結果と被害が発生される管路施設を明確化するとともに、その被害発生の可能性や周辺環境への影響リスク等から危険度について、視覚的に分かり易いよう図化する。

下水道施設の耐震対策指針と解説（2014年版）の改定に対する既往耐震診断結果の見直しは別途業務とする。本業務では、見直しが必要な対象管路施設を整理するものとする。



## 5) 下水道地震対策計画の策定（防災計画）

### (1) 耐震対策工法の検討

想定される被害の内容、管路施設の変状及び埋設条件等に応じて該当する対策工法を選定するとともに、経済性、施工性、他都市での採用実績等の面から評価を行い、最も合理的な方策を選定する。

### (2) 防災対策優先順位の検討

緊急的に対応すべき施設を対象に、予測される被害の大きさ、施設の重要度を総合的に考慮した、耐震対策の優先順位を検討する。対策の優先順位は、公衆衛生の確保、浸水被害の防除、トイレ使用の確保、応急対策活動の確保といった下水道が最低限有すべき機能を考慮して定めることを基本とし、判定する。

### (3) 概算事業費の算定

耐震対策の検討結果に基づき、対策工法ごとの概算事業費を算出する。

### (4) 段階的整備計画の立案

適正かつ効率的な整備計画を策定するため、地域防災計画等の上位計画、下水道施設の整備状況及び被害予測結果を勘案したうえで、総合地震対策計画の対象地域並びに対象路線を選定する。

### (5) 中長期計画の立案

緊急の目標に沿った下水道総合地震対策計画と合わせて、中期目標及び長期目標として段階的な防災対策及び減災対策の考え方、概略的な規模を検討する。

## 6) 下水道地震対策計画の策定（減災計画）

### (1) 減災対策方法の検討

地域防災計画等から現段階での減災対策計画について確認・整理し、新たに検討する必要があるものについて、その内容、実施方法について評価、検討する。

### (2) 減災対策優先順位の検討

必要とする減災対策について、防災対策の段階的整備計画を勘案し、下水道が最低限有すべき機能と施設の重要性、対策実施の可能性、実現性を考慮した優先順位を検討する。

### (3) 概算事業費の算定

減災対策方法の検討結果に基づく対策方法毎の概算事業費を算出する。

### (4) 段階的整備計画の立案

減災対策優先順位の検討結果を考慮した下水道総合地震対策計画対象施設の選定。予算計画との照合及び年次計画を立案する。

下水道総合地震対策計画対象外とした減災対策の中長期実施計画の立案する。

## 7) 処理場・ポンプ場・マンホールポンプの地震対策

### (1) 基礎調査

下水道総合地震計画で実施している処理場・ポンプ場施設の耐震診断業務成果に基づき、下水道施設の耐震性、周辺地盤の地質及び液状化危険度を整理・把握する。

### (2) 基本方針の設定

被害想定や耐震診断において対象とする地震動の設定、及び最大震度階、液状化危険度分布、津波浸水深を整理する。

### (3) 対象施設の条件整理及び選定

「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づく、アウトカム目標となる「人命を守る」、「公衆衛生機能」「浸水の防除」「トイレ使用の確保」「応急対策活動の確保」「公共用水域の水質

保全」と要求性能である「消毒機能」「沈殿機能」「脱水機能」「その他水処理・汚泥処理機能」、ポンプ場については、「揚水機能」「その他の機能」を明確にする。

#### (4) 被害予測

対象施設毎に最大震度階、液状化危険度、津波浸水深、耐震性の有無、老朽度等を基に被害予測を行う。

#### (5) 防災計画

緊急的に対応すべき施設を対象に、下水道が最低限有すべき機能と施設の重要性、対策施設の可能性、実現性を考慮した耐震化優先順位の検討する。

耐震対策工法の検討結果に基づく対策工法ごとの概算事業費の算出

耐震対策優先順位の検討結果を考慮した下水道総合地震対策計画対象施設の選定。予算計画との照合及び年次計画を立案する。

また、緊急の目標に沿った下水道総合地震対策計画と合わせて、中期目標及び長期目標として段階的な防災対策及び減災対策の考え方、概略的な規模を検討する。

#### (6) 減災計画

必要とする減災対策について、防災計画の耐震対策優先順位を勘案し、下水道が最低限有すべき機能と施設の重要性、対策実施の可能性、実現性を考慮した優先順位を検討する。

減災対策方法の検討結果に基づく対策方法毎の概算事業費を算出する。

減災対策優先順位の検討結果を考慮した下水道総合地震対策計画対象施設の選定。予算計画との照合及び年次計画を立案する。

### 8) 事業実施効果の検討

個々の対策に対する効果を整理するとともに対策後の被害低減等を検証し、公衆衛生の保全、浸水被害の防除、応急対策の確保、緊急時の輸送路の確保等管路施設の防災対策及び減災対策について検討をする。また、予算計画との照合及び年次計画の立案を行う。

### 9) 下水道総合地震対策計画書の作成

下水道総合地震対策計画の策定にあたっては、過年度策定した下水道総合地震計画の防災対策計画および減災対策計画を踏襲しつつ、下水道防災対策計画及び下水道減災対策計画より、計画期間内の5年間に実施可能で効果のある対策を再整理し、短期間に実施すべき事業の事業量と事業費を算出して年度計画を策定する。

対象地区の概要、対象地区の選定理由、計画目標、計画期間、防災対策の概要、減災対策の概要、計画の実施効果等

## 6. 2 設計協議

業務を円滑の行うため、下記の各段階で必要な事項について協議を行うこと。なお、その他に必要が生じた際も随時協議を行うものとする。

- 1) 初回打合せ（業務開始時）
- 2) 中間打合せ（必要に応じて実施・・・最低3回以上）
- 3) 最終打合せ（業務完了時）

## 7. 提出成果品

### (1) 基本事項

成果品の作成にあたっては、編集方法及び作成部数等についてあらかじめ監督員と協議を行う。

## (2) 成果品の構成

成果品は以下のとおりとする。

- ①下水道総合地震対策計画書 A 4判 5部  
図面についてはA 3判及びA 1判とする
- ②報告書
  - ・下水道防災対策検討書
  - ・下水道減災対策検討書
  - ・検討書（中長期計画含む）
  - ・その他（参考資料、議事録等）
- ③上記書類の電子ファイル 1式

## 8. 準拠すべき図書及び基準等

### (1) 基本事項

業務は以下にあげる図書及び基準等に準拠して行うものとする。なお、これら以外の図書に準拠する場合はあらかじめ監督員と協議のうえ承諾を受けるものとする。

### (2) 図書・基準等

- ・下水道地震対策総合地震計画策定の手引き（案） 平成 18 年 4 月 国土交通省
- ・大規模地震による下水道被害想定手法及び想定結果の活用方法に関するマニュアル  
平成 18 年 3 月 大規模地震による下水道被害想定検討委員会
- ・下水道地震対策技術検討委員会報告書 平成 20 年 10 月  
下水道地震対策技術検討委員会
- ・下水道地震・津波対策技術検討委員会報告書 平成 24 年 5 月  
下水道地震・津波対策技術検討委員会
- ・下水道事業の手引き
- ・下水道施設の耐震対策指針と解説 2014 年版 (社)日本下水道協会
- ・下水道の地震対策マニュアル 2014 年版 (社)日本下水道協会
- ・下水道施設計画・設計指針と解説 2009 年版 (社)日本下水道協会
- ・下水道維持管理指針 2003 年版 (社)日本下水道協会